

基調講演
「標準必須特許の円滑なライセンスに向けて」

1. はじめに(スライド表紙)

皆様、おはようございます。特許庁長官の宗像です。主催者を代表して皆様に歓迎申し上げますとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

(今週は、安定した晴天に恵まれ、ほっとしております。ちょっと花粉が気になりますが、多くの方にご出席いただき、感謝しております。)

本シンポジウムは、非常に短期間で準備されました。それぞれのお立場で活躍していらして大変お忙しいスピーカーの皆様が、何とか日程をやりくりしてご参加くださったことは、本当に有難いことです。シンポジウムを共催してくださった経済産業研究所は、私共の突然の提案を快く受け入れ、惜しみなくサポートしてくださいました。もちろん特許庁のスタッフはてんてこ舞いだったわけですが、短時日でこれだけの規模のシンポジウム開催に至れたことは、ひとえに皆様のおかげと深く感謝申し上げます。そして本日会場に足を運んでくださいました参加者の皆様、そのお一人お一人に感謝を申し上げたいと思います。

本シンポジウムは、国内はもちろんのこと、海外からも関心が高く、参加の募集を開始してわずか数日で満員となりました。そこで、会場を少し大きめのものに変更していただいたのですが、それでも100名近い方々にお断りせざるを得なくなりました。会場においでになれない方々のために、シンポジウムの模様はニコニコ動画で配信していただいております。海外の方にも視聴していただければと思います。

特許庁では、標準必須特許を巡る紛争を未然に防止し、早期に解決するため、現在、標準必須特許の交渉に関する「手引き」の作成を進めております。先週金曜日に特許庁のウェブサイトに原案を公表し、パブリックコメントを募集し始めました。シンポジウムでお話いただく皆様には、直前になりましたが、原案に目を通していただくようお願いいたしました。今日のシンポジウムで様々な議論が出ることで、パブリックコメントのプロセスが活性化して、より広くご意見をいただけることを期待しております。

2. 標準必須特許を巡る課題と背景(スライド1)

この手引きを作成することとした背景をご紹介します。

まず、特許と標準との間には、独占権の付与と技術の広い利用という、相反する要請があります。通信技術が進歩する中で、最新の技術の特許で保護しながら標準化していく、という流れが進み、この緊張関係は、徐々に顕在化してきました。

標準必須特許に関する紛争が増加してきたため、標準化団体は、自らの特許技術を標準に含める場合には、公平・合理的・非差別的、すなわち FRAND 条件でライセンスする義務を負うとするルールを整備してきました。

標準必須特許については、国民生活にとって重要な社会インフラやサービスを提供する事業が、標準必須特許を使っていることで、差止の脅威に直面するという「ホールドアップ」が懸念されていますが、各国の裁判例は、標準必須特許による差止請求権の行使が認められるのは、限られた場合であるとの考えに収斂してきています。

他方で、実施者の中には、標準必須特許については差止が認められないだろうと見込んで、特許権者からのライセンス交渉の申し出に対し、誠実に対応しない者がいる、いわゆる「ホールドアウト」の問題が起きているとの指摘があります。

(ライセンス交渉における当事者の変化) (スライド2)

さらに、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う IoT の普及によって、ライセンス交渉における当事者に大きな変化が起きています。

通信技術を様々な業種が利用するようになり、例えば、自動車業界やサービス業界の方々も通信技術のライセンス交渉に関わるようになっていきます。中小企業についても無縁とはいきません。

これまで、情報通信企業同士で行われていたクロスライセンスは困難となり、当事者間のライセンス料率の相場観にも乖離が生じています。ある特許が標準の実施のために本当に必須かという必須性の判断についても、情報通信企業は判断能力があるのに対し、異業種にはその技術的知識がない場合があります。

(手引き策定の必要性) (スライド3)

このような状況の中、私自身、昨年の夏に着任して以来、行政として何をすべきなのか、何ができるのかについて、各国の企業や有識者、政府機関、法曹関係者の方から幅広く意見を伺って参りました。

我が国では、実施者の申し出を受けて特許庁がライセンス条件を決める制度を創設すべきとの意見もありましたが、内外の裁判例や実務の動向等を踏まえ、標準必須特許のライセンス交渉に入るに当たって押さえておくべき基礎的な情報を整理することとしました。

すなわち、どう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められ、実施者は差止めを回避し、特許権者は適切な対価を得られやすいかについて、ライセンス交渉の経験が少ない中小企業にとっても分かりやすく整理することを目的として、交渉の進め方やロイヤルティの算定方法などに関

する論点をまとめた「手引き」を作成することとしました。

この手引きが無用な規制となって当事者の柔軟な交渉を妨げるのではないかと、というご心配をいただくこともございますが、この手引きは法的拘束力を持つものではありません。当初は名称を「ガイドライン」としておりましたが、規制なのではないかと誤解を招かないよう、日本語では「手引き」、英語では「ガイド」といたしました。

この手引きは、これに従って交渉すればロイヤルティが自ずと決まるような、「レシピ」ではありません。繰り返しになりますが、交渉にあたって踏まえるべき考慮要素を整理したものです。

手引きなんて、そんな漢方薬のようなものを出したところで、現実の紛争解決にはならないのではないかと、という声があります。もちろん、この手引きは個々の紛争を解決しようとするものではありません。しかしながら、5G については、これから新しいサービスが出てくる、どのサービスがどのくらいヒットしていくくらい利益が上がるか、まだ分かりません。技術と市場が大きく変わる時の価格設定は非常に難しいもので、市場の試行錯誤の中で収斂して行くことを見守り、もしそこに問題があれば独禁当局や裁判所の個別判断が出されるでしょうけれど、特許庁としては個別案件のロイヤルティの決定には立ち入るべきではないと考えています。むしろ、後で紹介するような国際仲裁によって、この問題に精通した専門家が仲裁人として紛争解決をサポートするような場が日本にも形成されていくことを期待しています。

ここで、本シンポジウムの各パネルの概要をご紹介します。

(1) パネル1: SEP の望ましいライセンス交渉のあり方(スライド4)

まず、パネル1では、標準必須特許を巡るライセンス交渉にどう臨むべきかについて議論いただきます。

「手引き」では、欧州司法裁判所が 2015 年に Huawei 対 ZTE 事件で示した枠組みを参照し、各交渉の段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間についての考慮要素を整理しました。

特許権者からは、実施者が、理由を説明しないまま交渉に応じないなど、交渉を遅延させているケースがある、実施者が、機密を含む情報を要求しながら、秘密保持契約の締結に一切応じないケースがある、といった声が聞かれます。

一方、実施者からは、特許権者が、特許と標準の対応関係についての資料(クレームチャート)を提示しないため、交渉に応じられないケースがある、特許権者が、秘密保持契約を締結しない限り、クレームチャートを提示しないケースがあるといった声が聞かれます。

パネル1では、こうした論点についてどう考えるべきかご議論いただきたいと思います。

(2) パネル2:5G 時代の異業種間の紛争防止に向けて(スライド4)

続いて、パネル2では、サプライチェーンの中で誰が交渉の主体となるべきか、について議論いただきます。

「手引き」では、サプライチェーンのどのレベルの主体(例えば、最終製品メーカーか部品メーカーか)がライセンス契約の締結主体となり、あるいはライセンス交渉に参加すべきかについての考慮要素を整理しました。

特許権者からは、最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じない姿勢を示すことは適当ではないとの声が聞かれます。

一方、実施者からは、部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、特許権者が交渉を拒むことは差別的な対応であり、FRAND 条件に反するとの声が聞かれます。

パネル2では、こうした論点についてどう考えるべきかご議論いただきたいと思います。

(3) パネル3:FRAND 条件を満たすライセンス料算定(スライド5)

パネル3では、ロイヤルティの算定方法について議論いただきます。

「手引き」では、ロイヤルティの算定の基礎をどのように決定すべきかについての考慮要素を整理しました。特許権者からは、標準必須特許の技術が最終製品全体の機能や需要の牽引に貢献している場合は、最終製品全体の価格を算定の基礎とする EMV(Entire Market Value)の考え方を採用すべきとの声が聞かれます。

一方、実施者からは、標準必須特許の技術が最小販売可能特許実施単位である部品に閉じていれば、当該部品の価格が算定の基礎となるという SSPPU(Smallest Salable Patent Practicing Unit)の考え方を採用すべきとの声が聞かれます。

また、特許権者からは、同一の標準技術であっても、その技術が使われる最終製品が異なれば、その使われ方に応じて、ライセンスの料率や額が異なるべきであるという、いわゆる Use based license と呼ばれる考え方を採用すべきとの声が聞かれます。

一方、実施者からは、同一の標準技術であれば、その技術の使われ方にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべきであり、特許権者が異なったライセンスの料率や額を適用することは差別的であり、FRAND 条件に反するとの声が聞かれます。

パネル3では、こうした論点についてどう考えるべきかご議論いただきたいと思います。

(4) パネル4: 国際仲裁の活用のあり方(スライド6)

続いて、パネル4では、国際仲裁の活用の在り方について議論いただきます。

標準必須特許をめぐる紛争は、国際的な問題であり、複数の国で多数の権利について同時に発生します。

こうした紛争の解決のために、各国の裁判で争うということになれば、各国で違う結果が生じるリスクがあり、紛争解決までに長期間を要するといったデメリットがあります。

他方、調停や仲裁といったADRによれば、各国における多数の権利を巡る紛争を一括して解決することが可能です。

特に仲裁については、ニューヨーク条約によって国際的な強制執行が可能ですので、国際的な紛争の迅速かつ実効的な解決が見込めます。

特許庁では、国際的な標準必須特許の紛争解決手段として国際仲裁が有効ではないかと考え、東京でその仲裁手続を行うという選択肢をお示しするため、今年6月29日に国際模擬仲裁を開催したいと考えております。

本日のパネルに登壇いただくランドール・レーダー氏をはじめ各国で知財紛争解決の第一人者として活躍されている方々を模擬仲裁人として迎え、模擬仲裁を実演していただくことにより、標準必須特許の紛争が国際仲裁を通じてどのように解決し得るのか、といった点について分かりやすくお示ししたいと考えております。

パネル4では、国際仲裁の魅力や課題などについてご議論いただきたいと思います。

4. おわりに

「手引き」の作成にあたっては、昨年の9月末に国内外から提案を募集し、約50件の提案をいただきました。加えて、国内外の産業界、学界、法曹界の専門家の方々と意見交換を続けてまいりました。

こうして、ようやく「手引き」の案が完成しまして、今月9日に皆様からパブリックコメントをいただくため、特許庁ホームページで公表いたしました。パブリックコメントは、4月10日まで募集しております。

「手引き」はユーザーの皆様と一緒に作り上げていくものです。また、「手引き」は一度作成して終わりではなく、今後も随時見直しを行っていくものです。今後とも、皆様方から多くのご意見を

頂きながら、「生きた手引き」(living guide)であり続けるようにしていきたいと思います。

本日のシンポジウムでは、それぞれの論点でどのような議論が行われるのか、私自身、非常に楽しみにしております。もちろん、今日は、公開討論ですので、お互い歩み寄り難しく、かなり激しい、極論の応酬が展開されることも予想されますが、議論の中で少しでもモデレータの方に各参加者の本音を引き出していただけることを期待いたします。

本シンポジウムが、皆様にとって、意義あるものとなるよう祈念いたしまして私のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。